

佐賀県庁舎等の維持管理業務の委託契約に係る入札参加資格停止等の措置要領 新旧対照表

改正前		改正後（R7.6.1）	
別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準		別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準	
項番1から10まで（省略）		項番1から10まで（省略）	
措 置 要 件	期 間	措 置 要 件	期 間
（不正又は不誠実な行為） 11 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務 に関し不正又は不誠実な行為をし、庁舎等の維持 管理業務の契約の相手方として不適当であると認 められるとき。	1か月以上9か月以内	（不正又は不誠実な行為） 11 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務 に関し不正又は不誠実な行為をし、庁舎等の維持 管理業務の契約の相手方として不適当であると認 められるとき。	1か月以上9か月以内
12 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、有資 格業者である個人又は有資格業者である法人の代 表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき 肩書を付した役員を含む。）が禁錮以上の刑に当た る犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以 上の刑、若しくは刑法（明治40年法律第45号） の規定による罰金刑法を宣告され、庁舎等の維持 管理業務の契約の相手方として不適当であると認 められるとき。	1か月以上9か月以内	12 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、有資 格業者である個人又は有資格業者である法人の代 表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき 肩書を付した役員を含む。）が拘禁刑以上の刑（ <u>令 和4年法律第67号による改正前の刑法の規定によ る禁錮以上の刑を含む。以下においても同じ。</u> ）に 当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は拘 禁刑以上の刑、若しくは刑法（明治40年法律第45 号）の規定による罰金刑法を宣告され、庁舎等の維 持管理業務の契約の相手方として不適当であると 認められるとき。	1か月以上9か月以内